

○愛南町子ども医療費助成条例

平成16年10月1日

条例第117号

改正 平成18年9月20日条例第41号

平成20年3月28日条例第10号

平成22年6月18日条例第22号

平成24年3月23日条例第9号

平成27年3月9日条例第12号

平成27年6月11日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 乳幼児又は児童であつて、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であるもの又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2の規定により本町が行う国民健康保険の被保険者とされたものをいう。ただし、同条の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。
- (2) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある愛南町に住所を有する者又は愛南町に住所を有しないことにつき町長が特別の理由があると認める者をいう。
- (3) 児童 6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある愛南町に住所を有する者又は愛南町に住所を有しないことにつき町長が特別の理由があると認める者をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (5) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年

法律第128号)、国民健康保険法及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

- (6) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び特別療養費をいう。
- (7) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額(他の法令等の規定に基づく医療費の給付がある場合で、規則で定める場合は、その額を控除した額)をいう。ただし、入院時食事療養費標準負担額を除く。
- (8) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関その他病院又は保険薬局、診療所又は薬局等をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、子どもの保護者であって愛南町に住所を有するものでなければならない。

(助成)

第4条 町は、助成対象者が疾病又は負傷のために規則で定める療養機関において子どもに係る保険給付を受け、その費用の全部又は一部を負担した場合は、当該自己負担額(医療保険各法による療養費又は家族療養費、高額療養費又は家族高額療養費、特別療養費及び医療費等の支給を受けるときは、その支給される額を控除した額)に相当する金額を助成するものとする。ただし、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額並びに療養介護医療及び障害児入所医療に係る利用者負担額(市町村民税非課税世帯に属する子どもに係るものを除く。)は、助成の対象としない。

- 2 前項の規定による助成金の支給の対象となる医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(助成制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、子どもに係る保険給付につきその原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償が行われるときは、その限度において助成しないものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、幼児(第2条第2号に規定する者のうち、3歳に達した日の属する月の翌月の初日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)の外来診療に係る保険給付及び児童の保険給付については、愛南町ひとり親家庭医療費助成

条例(平成16年愛南町条例第118号)第3条本文又は愛南町重度心身障害者医療費助成条例(平成16年愛南町条例第129号)第3条本文に規定する医療に関する助成の対象者であるときは、助成しないものとする。

(助成の方法)

第6条 子どもに係る医療費の助成は、第4条に規定する一部負担金に相当する額を保険医療機関等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、申請者に対し第4条の一部負担金に相当する額を支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。

(助成金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の保護)

第8条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の内海村乳幼児医療費助成条例(昭和48年内海村条例第6号)、御荘町乳幼児医療費助成条例(昭和48年御荘町条例第10号)、城辺町乳幼児医療費助成条例(昭和48年城辺町条例第9号)、一本松町乳幼児医療費助成条例(昭和48年一本松町条例第15号)又は西海町乳幼児医療費助成条例(昭和48年西海町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月20日条例第41号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月18日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月9日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第14号で平成27年6月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年6月11日条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。